

## 長岡地域任意合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、任意協議会から付託された事項について調査及び審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて会長が任意協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(運営)

第8条 小委員会の運営に関しては、長岡地域任意合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。